

## 川崎市特別職報酬等審議会の答申が行われました

本日（平成28年12月26日）、14時00分から市長応接室において、川崎市特別職報酬等審議会から市長へ答申が行われました。

これは、本年10月17日に、市長から、「川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」について諮問されたことを受け、同日、11月7日及び11月25日の3回にわたり会議を開催し、結論に至ったことによるものです。

なお、次に概要を掲げておりますが、答申書につきましては、別紙のとおりです。

### 1 報酬等の額

市長	1,200,000円（5万円の引下げ）
副市長	950,000円（4万円の引下げ）

### 参考

議会議長	報酬月額	1,030,000円（据え置き）
議会副議長	報酬月額	920,000円（据え置き）
議会議員	報酬月額	830,000円（据え置き）

実施時期 平成29年4月1日

### 2 地域手当

本市の一般職において実施した給与制度の総合的見直し等を考慮し、一般職と同様に12%から16%に上げることが適当であると考えます。

### 3 退職手当

本市の一般職等は、給与制度の総合的見直しの実施により、給料月額が引下がることを考慮し、現行の支給水準の範囲内において調整額等の上げの措置を講じている。そのため、本市の特別職においても、現行の支給水準の範囲内において、支給率の上げを講ずることが適当であると考えます。

担当	川崎市総務企画局人事部労務課	峰岸
電話	内線 22201	
	直通 044-200-2145	



平成28年12月26日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市特別職報酬等審議会  
会長 原田博



川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について（答申）

平成28年10月17日、本審議会に対して、市長から諮問のあった川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、次のとおり答申します。

また、市長及び副市長の地域手当及び退職手当について、慎重に審議を重ねた結果、それぞれ、一定の措置を講ずることが適当であるとの結論に達したため、答申に合わせて、意見を添えます。

## 答 申

平成28年10月17日、川崎市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会は、市長から、「川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」諮問を受けた。

本審議会においては、3回にわたり会議を開催し、近年のわが国の社会経済情勢、政令指定都市をはじめとする他の地方公共団体や国の特別職の報酬等の額とその改定状況、国及び本市の一般職並びに民間企業従事者の給与水準の動向や一般職における給与制度の総合的見直しに伴う影響など、本市の特別職の報酬等に関連する諸情勢について、多くの関係資料に基づいて、十分に意見を交換し、広範な角度から慎重に審議を重ねた。

審議の中では、特別職が果たしている職務の多様性・職責の重大さや、これまでの議会議員の川崎市議会における議会改革の取組等については、一定程度評価に値するものの、本市の特別職の報酬等は、他の政令指定都市との比較では、中位の水準にあるほか、本市の一般職の改定の状況と照らし合わせても均衡を逸している状態にはないと考えられること、また、平成30年度まで、減債基金からの借り入れをしなければならない等の厳しい財政状況にあること等を総合的に考慮すると、報酬等の額の総体的な水準は据え置くことが適当であるとの結論に達した。

ただし、本市の一般職の「給与制度の総合的見直し」の実施に伴い、後述する意見のとおり、地域手当率を12%から16%に引上げる必要があるため、市長及び副市長の給料月額を引下げ、次のとおりとすることが適当であるとの結論に達した。

### <給料月額>

市 長	1, 200, 000円
副市長	950, 000円

### <実施時期>

平成29年4月1日

## 意 見

本審議会は、諮問事項である、川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、審議を重ねた結果、答申の内容のとおりの結論に達した。

また、特別職の報酬等の審議と並行して、本市の一般職の「給与制度の総合的見直し」の実施による地域手当及び給料月額を算定の基礎としている退職手当への影響についても、慎重に審議を重ねた結果、それぞれ、次のとおりとすることが適当であるとの結論に達したため、答申に合わせて、意見を添えることとした。

### 1 地域手当について

本年4月から一般職においては、「給与制度の総合的見直し」の実施により、地域手当率を12%から16%に上げた。他の政令指定都市では、特別職の地域手当の制度を廃止している都市もあるが、存在する都市が多数である。

また、国の特別職においても、地域手当の制度が存在し、一般職と同様の支給率に引上げを行っている。

そのため、本市の特別職においても、一般職と同様に12%から16%に引上げることが適当であると考ええる。

### 2 退職手当について

本市の一般職並びに国の特別職及び一般職においては、給与制度の総合的見直しの実施により、給料月額が引下がることを考慮し、現行の支給水準の範囲内において調整額等の引上げの措置を講じている。

また、現行の支給水準は、他の政令指定都市との比較では、概ね中位の水準にあることを考慮すると、現時点において、支給水準を見直す状況にはないと考える。

そのため、本市の特別職においても、給料月額が引下がることを考慮し、現行の支給水準の範囲内において、支給率の引上げを講ずることが適当であると考ええる。

## 川崎市特別職報酬等審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

- 青 木 恵美子 (川崎市地域女性連絡協議会会長)
- 猪 熊 俊 夫 (川崎市商店街連合会会長)
- 草 壁 悟 朗 (川崎信用金庫理事長)
- 島 田 潤 二 (川崎市全町内会連合会会長)
- 綱 島 和 彦 (川崎地域連合議長)
- ◎原 田 博 夫 (専修大学教授)
- 山 田 長 満 (川崎商工会議所会頭)
- 横 溝 久 美 (弁護士)
- 吉 田 紀代子 (川崎市民生委員児童委員協議会副会長)
- 吉 田 美 幸 (川崎市P T A連絡協議会副会長)

(備考) ◎ : 会長      ○ : 会長職務代理者